

情報通信審議会情報通信政策部会 ドメイン名政策委員会（第2回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年11月28日（木）13時00分～14時30分

於、総務省省議室（7階）

第2 出席した構成員（敬称略）

村井 純（主査）、江崎 浩（主査代理）、加藤 幹之、上村 圭介、木下 剛、
小塚 荘一郎、沢田 登志子、土井 美和子、新美 育文、森 亮二、森川 博之、
山本 隆司

第3 出席した説明者（敬称略）

（株）日本レジストリサービス代表取締役社長 東田 幸樹

GMOインターネット（株）代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊谷 正寿

第4 出席した関係職員

（1）総務省

上川 陽子（総務副大臣）、桜井 俊（総務審議官）

（大臣官房）

鈴木 茂樹（官房総括審議官）

（総合通信基盤局）

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、
菊池 昌克（総務課長）

（2）事務局

河内 達哉（データ通信課長）、山口 修治（データ通信課企画官）、
西室 洋介（データ通信課課長補佐）

第5 議題

- （1）インターネットのグローバル性等について
- （2）各国の制度状況について
- （3）レジストリ・レジストラからのプレゼンテーション
- （4）その他

目 次

1	開会	1
2	議題	
	(1) インターネットのグローバル性等について	2
	(2) 各国の制度状況について	1 1
	(3) レジストリ・レジストラからのプレゼンテーション	1 7
	(4) その他	3 4
3	閉会	3 4

開 会

○村井主査　それでは、時間になりましたので始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。情報通信審議会情報通信政策部会ドメイン名政策委員会第2回会合ということでございます。よろしく願いいたします。

本日、インターネットのグローバル性、各国の制度状況に関して委員の方からご説明いただく準備をしていただいています。また、本諮問についての考え方、ご意見についてのヒアリングということで、レジストリ・レジストラの方からそれぞれプレゼンテーションをお願いしています。よろしく願いいたします。

上川総務副大臣は、国会の関係で遅れて参加いただけるということでございます。藤川政務官は、公務によりご欠席と伺っております。

それでは早速ですが、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西室データ通信課課長補佐　それでは、総務省の西室から資料の説明をさせていただきます。資料2-1から2-4までそれぞれ配付資料させていただきます。江崎先生ご提出いただきましたグローバル性の関係の話と、あと上村委員の話がそれぞれ2-1、2-2。今日ヒアリングをさせていただくJPRS、GMO様の資料がそれぞれ2-3、2-4となっております。末尾に参考2-1、2-2としまして、2-1は、事務局で勝手につくらせていただきましたが、前回の主な意見と、あと、参考2-2は、皆様にもご照会させていただきました議事録でございます。参考2-2、また訂正がありましたら、引き続き事務局までよろしく願いします。

議 題

(1) インターネットのグローバル性等について

○村井主査　それでは、1つ目の議事として、インターネットのグローバル性等ということについて、江崎委員から説明をお願いいたします。

○江崎主査代理　どうも、江崎でございます。それでは、インターネットのグローバル性ということに関して、インターネットに関するガバナンスの一番とりまとめに近いところについてInternet Societyというグローバル組織がやっておりますので、その中でどういうふうにインターネットのグローバル性等に関して考えているか、特に今回のドメインネームに関するトップレベルのところでのお話をご紹介します。

インターネットが持つ特徴といたしましては、第1にグローバル性、マルチカルチャー、自由と匿名性をどう守っていくのかということ、公正性をどう担保するのかということ、インターネット自体のコモンズ性をどう維持するか、それをちゃんと発展させていくか、色々なビジネス、あるいは個人に対してのオポチュニティーと英語では言いますが、色々な意味での機会を提供するという、それから実は透明性ということも当然ながらこの後ろにはございまして、技術あるいは運用に関しての透明性をどう担保するかというお話が入ってまいります。

まず1点目のグローバル性が前提ということ、これは国との関係を考える場合に非常に大きなポイントになるわけでございます。それから、技術的にもインターネットは郵便と電話システムと違いは本質的に色々ありますが、ここに書いてますように、インターネットはもともとグローバルなサービスを前提としていて、特に位置に関する透明性を持っているということで、世界中どこからでもサービスを受けることができる、あるいは提供できるということを前提に、システムで全体が運用されているということになります。

したがって、ここで関係するドメイン名、IPアドレス、さらにDNSを用いたドメイン名の対応関係に関しても地理的な制約は一切存在しないということになります。

その中で、当然ながら、グローバル空間での唯一性を実現しなければいけないわけで、そういう意味での分散的な名前とIPアドレスの管理を、グローバルで唯一性を持ちな

がら動かしているということになります。

それからさらに、コンピューター同士は世界中のどこに存在していてもコミュニケーションができるようにしなければいけないし、特にトップレベルドメインの提供するサーバーに関しては、複数存在することが可能であることを前提に、分散的な運用を世界中でやっているということが、当然グローバル性を担保するためということも含めて、こういう運用にされております。

それから2番目は、特に組織あるいは国を越えて個人の活動を支えるという考え方を非常に強く持っております。したがって、個人が形成する地理的制約を持たないコミュニティを尊重するということを考えておりますので、そういう意味でのグローバル性を考慮した上での個人あるいはコミュニティの尊重というのが非常に重要だということ、ドメイン名の中には非常に色濃くあらわれてくるということになります。

それから、ページをおめくりいただきまして2ページ目は、さらに3番目のポイントとして、これはDNS等にすごく関係するところになってまいりますが、動くものを尊重するというので、これはインターネットのコミュニティ、インダストリーの中で共有されている、ちょうど神戸で開催されたINET92のときに、David ClarkeというMITの先生がお話ししたものが非常に参照されております。We reject king, president and voting. We believe in rough consensus and running codeというわけで、やはり動くものを非常に考える、それから動かし続けることに最優先度を置いていると、そういうことを民主導で正常に動かし続けることということを非常に考えているということは、前回のこの会合の中でも、どうして民間ベースで技術革新が早いところで動かし続けるということを担保するための組織とか体制にしているかということがご披露されたかと認識しております。

それから、関連いたしまして、自律分散と実現方法の多様性ということで、これは特に色々なところでこういう考え方をしておりますが、今回の委員会のポイントであるDNSサーバーということからいけば、ルートDNSサーバー、これは世界に一応13のロジカルな論理的なサーバーが存在しておりますけれども、それぞれのサーバーに関して複数の同じサービスを提供する可能なコンピューターを意図的に地球上に物理的に分散配置をすることによって、様々な事故に対するサービスの継続性と実現性を持続しているということが、これもグローバル性と非常に信頼度の高い運用をするために、グローバルドメインをフルに使いながらルートDNSサーバーというのは動作をしていると

いうことをございます。

特にルートDNSサーバーに関しては、これは村井座長が委員長ですけれども、3回以上で対面での会議を持ちながら、その運営品質の向上を、あるいは問題点の認識というものをエンジニアの、あるいは運用者の間で議論している、それに対応している。それから、技術的には、実は意図的に異なる実装方法を採用していることによって、技術と環境の変化に、ある意味、インシデントに対する迅速な対応と、非常にロバストな、信頼性の高い対応ができるような対応をしているということ。それから、少し技術的になりますけれども、エニキャストという技術を使って複数のサーバーが同じサービスを提供可能な環境を意図的に、かつ地理的に分散配置することによって、悪意の攻撃、あるいは悪意を含まない色々な事故に対する堅牢性を担保しているということになります。

したがって、ルートDNSサーバーシステムに関して申し上げれば、昨今よく起こっております電話の交換機等での設備の故障、障害、事故によるサービスの停止のような状態というのは基本的には起こらないようなシステムデザイン、それから運用が行われているということになります。

さらに一方では、DNSの健全な運用にはルートDNSサーバーのみでは不可能ですから、全てのDNSサーバー運用者の健全な運用が必要だというわけで、ここには当然ながらTLD、ccTLDのDNSサーバーがしっかりと運用されるということが、グローバルなインターネットの運用にとって非常に重要であるということになります。

それから、おめくりいただきますと、3枚目の上には、そういう中でも名前、ドメイン名、あるいはIPアドレスに関しては、特に制限なく各ドメインの管理者が名前を決定できるということになりますので、これがグローバルドメインで可能なようになっていくということが、グローバルな領域での自由度を、あるいは公平性等を担保する形でのガバナンスが必要になっていくということになります。

それから、4番目の、今回の委員会に関係するポイントとしては、マルチステークホルダーということが最近の、前回のICANN等でも非常に強調して議論がされております。ここの考え方というのは、民主導で関係者から構成されるコミュニティを形成すると。ここの中でも、官、すなわち国というのは非常に重要な構成員であり、適切なコミュニティ及び構成員・組織のエンドースをしっかりと政府がやっていくということで、政府は今までお話ししましたようなグローバルドメインでの制約のない動きがちやんと個人、あるいはコミュニティができるような方向を支援する形で、しっかりと

国内での法制あるいはガバナンスというのをつくっていくということが必要であるというスタンスでお話あるいは議論、それからグローバルなドメインでのマルチステークホルダーでの議論が行われているということで、その1つの場所がICANNということになっております。

そのほかの資料に関しましては、あまり英語を使っちゃいけないということでございましたけれども、誤解がないように、英語でInternet Societyから出しております、どういうふうにインターネットをすべきかというところで、大事なところを赤字にさせていただきます。インターネットはeveryoneというわけで、個人あるいは個人をもとにしたコミュニティーを非常に尊重をして、至るところでworldあるいはglobalという言葉が使われております。最初の段落のところでは、世界の人々がちゃんとベネフィット、利益を得るようにしていくということは、国単独の利益というよりは、グローバル全体の利益を求める体制をつくっていくべきじゃないということ。それから、その下にあります、いっぱいありますところ例えばセルフガバナンスできるようなシステムをちゃんとつくっていくということ。これは、前回の委員会の中でも委員の皆様方から、なぜ民間ベースでやっているかというところに、実はこれに関係するかと思いますけれども、非常にフレキシブルに、かつ早い、迅速にガバナンスができるような形をつくっていくべきじゃないということになるかと思います。

それから、最後の段落の中では、いわゆるマルチステークホルダーという形からすれば、個人、色々な組織、それからチャプターというのも、実は国に直接関係せず、ある地域でチャプターというのが形成されております。これは例えばアメリカでいけば、州ごとのチャプターがあつたりしているということで、これも国単位というよりは、あるコミュニティーを非常に尊重してチャプターという考え方がインターネットのガバナンスの中では強調されているということになります。

それから、5ページ目に行きますと、これはVinton Cerfさんがお話しになったことが非常にこの中で我々もよく参考というカリファレンスするものですが、上から真ん中ぐらいにあるところは、ここに関係します、政府が制限を加えるということに関しては非常に注意を払うべきであるということをお話しております。もちろん、政府との関係というのは非常に有効に、どういうふうにちゃんとした関係をつくっていくかという意味において重要ですが、政府が完全に主導権を持つというのは非常に危険をはらむということを示唆しているということになるかと思います。

それから、下のほうに書いておりますのも、色々なランゲージで、色々な言語で使えるようにインターネットはしなきゃいけない、あるいは制限者が無い形でアクセスが必要であるということも、これがグローバルドメインでしっかりと担保されなければいけないということで、多言語が、色々な場所から、地球上のどこからでも使えるような環境を提供するというところにもあらわれております。したがって、ドメイン名のシステムというのは、おのずからグローバルなところでの多言語の利用、それからアクセスというのが担保されなければいけないということになるかと思えます。

それから、このページの一番最後のところには、特にacross national boundariesということで、当然ながら国境を越えたところでもこのようなサービスがしっかりと提供されなければいけないし、それを担保するような信頼性とスケーラビリティを特にトップレベルドメイン、TLDドメインのDNSシステムというのはちゃんと持たなければいけないということが、自然とここから実は出てくるということになります。

それから、7ページ目のところも大体同じようなことを繰り返し書いていることになってますが、7ページ目のところでいえば、最後に申しあげましたマルチステークホルダーというところからすれば、ここに7つほどありますけれども、技術、エンジニア、アーキテクト等の集団、グローバルとローカルな組織、運用者とサービスを提供している、ここに当然ながらDNSをサービスしているプロバイダーがしっかりとマルチステークホルダーの中に入って行って、システムの健全な、かつ非常に信頼性の高いサービスを継続していくということがうたわれております。さらに一番最後には、当然、これをつくるためにはポリシー、それからデジジョンメーカーも非常に重要なステークホルダーとしてマルチステークホルダーの中に入って行くということが明確に書かれているということになるかと思えます。

以上が私から準備いたしましたISOC (Internet Society) から見たグローバル性という観点から整理したものです。ドメインネームサーバーに関して言えば、特にルートDNSサーバーに関して、グローバルでの強調とシステムが本当にグローバルな環境で、国境をまたいだ形で運用しているということ。それから、サービスがグローバルにどこからでも区別なく、差別なく公正に、かつ公平にアクセスできるような信頼性の高いシステムをつくるようなシステムができ上がっているということで、前回座長からございましたDNSシステムの堅牢性に関して言えば、非常に高い運用堅牢性というのが、特にルートDNSサーバーあるいはccTLDのドメインでは、ちゃんと技術的にも、

かつ運用者の教育、情報共有という形でも行われているということをご報告させていただきました。

以上でございます。

○村井主査　ありがとうございます。それでは、議事内容がそれぞれ違いますので、一旦ここでご質問、ご意見等、議論をしようかと思えます。どなたでも結構ですけれども、今のご説明に関してのご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○沢田委員　ありがとうございます。インターネットのグローバル性という原則のところが大変よくわかりました。

ご紹介いただいた英文のところで、Vinton Cerfさんのスピーチは1999年のものということですが、この後、2000年代に入って色々状況が変化して、大規模なテロが起こったりとか、グーグルが出現したりとか、色々な環境変化が起こっていると思うんですが、それに対応して、この問題に関して新しいペーパーとか新しいポリシーみたいなものは出ているんでしょうか。

○江崎主査代理　今のところ、毎年実はISOCを中心にして、関係するICANN、あるいはIANA等の人たちが集まって議論をする場がございます。その中で色々な議論が行われて、例えば今回はモンテビデオのデklarレーション、宣言が行われたのは、その一環として実は出てきているというわけで、ちょうど99年にVinton Cerfが出したものを基盤に、かつ毎年見直しをしながら、どういうメッセージを出していくかというのをリトリートしているという枠組みをしております。

したがって、そういう契機に色々なメッセージをICANNを中心にした組織が折に触れて出しているということです。今回、モンテビデオ声明に関して割愛しましたけれども、基本的には、あの中でも、どうやって国のガバナンスに対してのどういう自治を持った管理をするべきかということが、非常に短い文章ですが、書かれているということですし、それを実現するためにIPバージョン6が必要であるということも含めて、技術的な面も書かれているものが出されているということになります。

○村井主査　加藤さん、お願いします。

○加藤委員　ありがとうございます。江崎先生、ご説明大変ありがとうございました。私もドメイン名の制度といいますか、今のインターネットのグローバル性等、100%賛成なんですけれども、2点、先生のご説明に加えて補足的に申し上げたいんですけれども、まず1つは、確かにインターネットが非常にグローバルであって、各国ごとの制

度ということとはなじまない面が非常にあるとは思いますが、残念ながら、今のインターネットに関わる制度問題は、国際的に制度の基本を決める仕組みというのではないんですね。例えばICANNにしても、彼らが決めている内容というのは、IPアドレスとドメイン名の技術的管理という、これがICANNをつくったときからの基本なわけですけれども、技術的な管理に関してだけ話をしているわけで、ドメイン名に関わる色々な問題、例えば競争政策の問題、これはICANNをつくったときから、競争上どう考えるんだということを色々議論しましたし、例えば個人の権利の保護をどうするかとか、プライバシーやセキュリティーをどうするかというのは、あと知的財産の問題とか色々な問題が出てきたわけですけれども、そういうものはICANNが直接制度論を議論する場ではなくて、先ほどご指摘のあったコンセンサスペースでグローバルに議論をするわけですが、最終的には各国の個別の法律で今規定せざるを得ないというのが法律の枠組みだと思います。

そういう意味で、24世紀か5世紀になって世界にインターネットをグローバルで決める法制度の枠組みができれば別ですけれども、残念ながら、今は各国がそれぞれの法律で対処せざるを得ない。どうやってそれをハーモナイズしていくか、国際的に統一していくかという問題はあったとしても、それが今、我々が抱えているインターネットのグローバル性と制度の各国の個別の矛盾といいますか、そういう問題だと思います。

そういう意味で、この場でも、日本としてどう考えるかというのは、そういう観点からグローバルに通用する制度を提案していく必要も同時にあるということだと思います。

それからもう一つ、今ご指摘のとおり、ルートネームサーバーといいますか、ルートDNSサーバーについては非常に堅牢であるという、そのとおりだと思います。このことでインターネットの根幹が崩れるということはないと思うんですが、実際のドメイン名に関わる問題というのは、その先に最終的には何億も、そのうち十何億かもしれませんが、クライアント側の問題、そこまでを含めた、世界のネットワーク自身がどうふうに使われるかという問題であって、そこには残念ながら日本だけでも解決できない色々な課題があると思うんですね。そういう観点から、ドメイン名の制度というのを見るということが必要だというのが現実だと思います。

○村井主査　ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○森委員　ご説明ありがとうございます。いただきました資料2-1の3ページ目なんですけれども、(4) マルチステークホルダーというところに、官、イコール国がマ

ルチステークホルダーの重要な構成員であり、適切なコミュニティー及び構成員・組織のエンドースを行うとともに、これこれが期待されているとお書きいただいているんですけれども、ここで適切なコミュニティー及び構成員・組織のエンドースを行うことが期待されているということなんです、このエンドースというのは具体的にはどのようなことになるのでしょうか、教えていただければ幸いです。よろしくお願いします。

○江崎主査代理 エンドースの具体的な方法というのは、国ごとに色々形が変わらざるを得ないということが実情だと思います。ただ、ものすごく気にしているところというのは、国が本当に強い主導権を持って行われると、非常にグローバルなドメインでの制約が出てきてしまうというのは、特にドメイン名に関して言えば、もともとサービスがグローバルですので、そういう制約が起きないような形でのエンドースメントが期待されていると。非常に曖昧な答えになるかもしれませんが、エンドースのやり方というのは、国ごとに当然ながら違ってくる。そうすると、何を守った形でのエンドースメントができるのかということ、さっきの加藤さんの話もございましたように、各国ごとでしっかりとそれをちゃんと考えていただかなければいけないということになります。

○森委員 ありがとうございます。

○村井主査 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○小塚委員 小塚でございます。今日お話しいただいた考え方というのは、インターネットがこうあるべきだという、いってみれば目標といいますか、理念のようなものだと思うんですが、それが完全に達成されていないときにどうしていくんだという話は、このコミュニティーではどう考えられているのかなということが気になったわけです。議事録にどう残すかは別として、例えば中国なんかは、インターネットアクセスを非常に制限している。私も中国へ行って現にやってみましたが、ユーチューブはつながらないわけですね。ということに対してどうするのか。今ここでそれ自体が問題になるわけではありませんが、翻って、結局、我々が今日本においてc c T L Dの在り方を考えているということは、日本としてはやはりそこにどういう価値観、どういうスタンスでこの理念に関わっていくのか、多分そういう問題が出てくると思いますので、その意味で、理念とそれを実現する手段、立ち位置の関係を教えていただけましたらと思います。

○江崎主査代理 やはり理念をどうやって実装するかというのが非常に重要なところで、したがって、動くものを尊重するというのがインターネットの基本にあるということに

なります。そうすると、例えばお話しになった国に関しても、民間の人と話す場合と意見はかなり違ってくる。しかしながら、共通しているものは技術で、かつ運用して動かしていくというところが非常に重要である。動かしながら対話をしながら、理想のところはどうやって持っていくか、着地していくかということを中心に模索していると。したがって、特に I S O C に関していえば、国の機関との対話をするを常に考えていますし、対話をするような機会をできるだけつくっている。その中で、できるだけ国、各国の方針なりが原則に従った形、民間での、あるいは皆さんの社会活動というのに制限がない形に持っていけるように、常に対話を続けているということになります。それが、やはり状況がどんどん変わっていきますので、そういう中でできるだけ状況に反応する、あるいは対応できる対話のやり方、あるいは方法論の模索というのが常に行われている。したがって、そういう対話をする機会というのを意図的につくって、そこに皆さん方をインバイトして議論をしているということでございます。

○村井主査　ありがとうございます。いかがでしょうか。主査ですから、私は理念を語りません。大変苦しい立場でございますが、沢田さんから歴史の質問があったので、これだけ答えさせて下さい。

おっしゃるとおりで、これは前回申し上げたかもしれないけれども、2000年にY2K問題がありまして、このときにワシントンポスト誌で、DNSのルートサーバー13カ所が止まれば、インターネットは止まるという記事が出ました。それに対してどう対応するかということで、基本的には先ほど江崎先生がご説明になったような技術的な内容をご説明するという形でのやりとりがありました。これがインターネット全体が止まったらどうするのかという最初の大きな議論だったと思います。そして、2001年に9.11が起きました。9.11のときには、アメリカの中で、インターネットの通信をインターセプト、ブロック、或いはインスペクトするということに関連する法律が通ったのです。これはある意味で、先ほど江崎先生がご説明されたような自由のコンセプトが危機にさらされることになると考えられるようになりました。そこでインターネット・ニュートラリティーという、改めて先ほどの接続性の重要性を踏襲する議論が出てまいりました。当時、アメリカの議会でもVinton Cerfご自身がお話しになり、これが形になったのが2005年のFCCのステートメントで、インターネット・ニュートラリティーがそのまま文章になりまして、そういう意味では、通信のレギュレーションに関わるどころ、インターネット・ニュートラリティーという言葉が入ったのがたしか

2005年でした。

これも確認ですけれども、インターネットユーザーの公称値が2006年にアメリカを中国が抜きました。これでいわばマーケットドリブンという考え方で、マーケットそのものの所在が、日本・アメリカというところから、少なくとも1位が中国になったという事態になりました。マーケットドリブンと国連ドリブンといった考え方をしたときに、マーケットの方は幾つかの別の国の登場人物によって、リーダーシップをとられることになったということで、沢田さんからのご質問があったように、2000年以降の各種のインシデントとその後の対応の関係に対する私の理解はそのようなところです。

そのほかよろしいでしょうか。それでは、また後で議論できる時間をとりたいと思っていますので、次に進みたいと思います。

(2) 各国の制度状況について

○村井主査 各国の制度状況についてということで、上村委員よりご説明をお願いいたします。

○上村委員 国際大学、上村でございます。よろしく申し上げます。お手元の資料に沿って説明させていただきます。

1ページ目は目次のようなものなので飛ばしまして、まず2ページ目でございます、ここではccTLDの統治と呼びますが、統治の原則について確認をしたいと思います。

まず、先ほど江崎先生のお話の中でも、セルフレギュレーションですとかセルフガバナンスという言葉がありましたように、ccTLDの管理運営というのは当該国や自治領の自治に委ねられているということです。それがどういうことを具体的に意味するかといいますと、例えばということで4つほどポイントを挙げていますが、管理運営に当たる組織がどういった組織であるかということがまずあります。例えば国によっては政府が直接参加しているところもあれば、非営利組織に委ねているところもありますし、インターネットの伝統を受け継いで学術組織、大学が当たっている場合もあります。また、民間企業が担当していることもあるという状況でございます。

それから、管理運営の方針とここでは書きましたけれども、これもそれぞれの自治に委ねられていまして、例えばドメイン名を有料で発行するかとか、有料であるとして幾ら取るかですとか、あるいは居住をしていることを登録の要件にするとか、そういった

ことも当然当該国や自治領の自治ということになっています。

それから、3つ目として名前空間の構造というのを挙げました。右側の図をみていただければと思いますが、例えばj pの場合には、c oだとかa cだとかg oだとかn eだとか、そういうのに加えて、j pのすぐ下にユーザーがドメイン名を登録できるようになっています。そもそもc oを設けるだとか、g oを設けるだとかもそれぞれの自治に委ねられているわけですが、それに加えて、日本の場合にはj p直下にドメイン名を置けるようになっている。例えばf j、これは南太平洋のフィジーの例ですが、フィジーの場合には、私の調べた時点では、直下にドメイン名を登録することはできなくて、全てセカンドレベルドメインの下に名前がぶら下がるということになっています。

さらに見てみますと、d eというのがありまして、これはドイツでございますが、ドイツの場合には、第2レベルの名前空間というのは、一般ユーザーが登録できるものとしてはありませんで、全てd eの直下に名前が登録されるという仕組みになっています。こういったことも当該c cの自治に属するとなっています。

それから、管理運営ということで重要になってくるのはI CANNとの関わりというのがあるかと思います。例えばc cというのは、形式上、I CANNと無関係にやっているわけではないので、例えばI CANNとの間に覚書であるとか契約を取り交わすというのが行われている一方で、それをしていないc c T L Dも少なからずいまだに存在をしています。

また、I CANNの中のc c T L Dのコミュニティーがありますが、ステークホルダーグループがありますが、そこに参加するだとか、あるいはI CANNに資金拠出を行うだとか、そういったことも究極的にはそれぞれのc cの判断ということになっています。また、政府がどう関わるか、関わらないか、関わるとしたらどういうことになるのかということもc cごとに決めることができるということになっています。

ちなみに、c c T L Dのラベルは原則としてI S O 3 1 6 6 - 1 というのに規定されていますが、あくまで原則で、例えばソビエト連邦のs uだとか、本来g bであるはずのイギリスがu kになっているとか、そういうものがありますが、いずれにしても、3 1 6 6 - 1 というのは、国名を標準化して、郵便だとか物流の観点で混乱が生じないようにするというのが本来の目的で、例えばオーストリアとオーストラリアの略称とか、スロバキアとスロベニアの略称を適当に決めてしまうと混乱が生じかねないので、それは名前も含めて、それから略称も含めて統一するという趣旨でつくられたものなので、

必ずしも cc を持つべきなのかということが議論になるような小さい在外領土だとか自治領でも cc TLD を持っているというのが現状であります。

それで、3 ページ目を見ていただきますと、主要 cc TLD の概況というものをお示ししてございます。主要というのは、G8 各国プラスオーストラリア、スペイン、韓国という感じですが、登録数、組織形態、政府関与の在り方、法律等、ICANN との覚書のありなしということを見てみても、かなり雑多というか多様性があります。cc TLD の登録数は、ちなみに g TLD は含んでおりません。日本であれば「.jp」の下に登録される名前の数を見ています。括弧内は人口 100 人当たりで、無理やりですけれども、割ってみた数字です。

それから、法律等ですが、cc TLD の管理運営について規定している法律があるかどうかという点で見えていて、それ以外に例えばサイバースクワッシングに対応するという趣旨で制定された法律もあるようですが、ここではそういうのは含まずに、言ってみれば、電気通信における電気通信事業法があるかないか、そんな視点で法律を設けている国について見えています。

この中で覚書となっていますので、法律ではなくて、当事者間の契約のような形でしっかりと運営すると、運営するに当たってはこういう原則に従うということを決めているところでございます。

組織形態と政府関与について見ますと、民間企業、非営利組織というのがある中で、例えばドイツの場合には協同組合方式というのをとっていて、レジストラと呼ばれる人たちは必ずここに属さないといけないということになっていたりします。

政府関与の在り方は、インターネットはこういった政府関与ということが語られる以前からあるものなので、その現状のシステムを追認するという形が典型的なわけですが、近年になりまして、事業者を選定したり監督したり、あるいはそれとは別に、役員会に参加して意思決定を行うということもあります。スペイン、韓国のように、政府機関が直接レジトリーを運営するということもあるわけですが、このようなパターンが見られます。

法律という点でおもしろいのはドイツの場合です。注記にしてありますが、ドイツの電気通信法の中では、ドメイン名は規制の対象外であると。これは前後を見ると、電話番号などのことが書いてある条文だったと思いますけれども、その中で、ドメイン名は規制の対象外であるということを定めている国もありまして、法律はないわけですが

ども、政府の立ち位置を明確に示しているという意味では非常に重要かと思って注記をしておきました。

これをもう少し視覚的にまとめ直したものが4ページ目でございます。今申し上げた全ての国が入っているわけではありませんけれども、日本、アメリカ、オーストラリア、フランス、イギリス、スペイン、韓国、それからフィジーというので紹介していますが、前回の事務局資料の中に、レジストリ、レジストラ、登録者ということがあったと思います。それぞれのレベルでどういうプレーヤーが入っているかということをもとめました。ただ、レジストリについては、権限を持っている主体と実際に運営をする主体が異なる場合がありますので、この資料ではその2つを分けています。

1つ注記ですが、実は、先ほどエンドースという言葉の意味について議論があったと思いますけれども、政府がエンドースをしている場合、それはこの図には入っていません。例えばイギリスの場合には、日本もそうですが、こういった構造をエンドースしているわけですが、この中には入ってこないということにご留意いただきたいと思います。

典型的な例としてオーストラリアを見てみますが、オーストラリアの場合には、レジストリ権限というのは、I C A N Nとの間で覚書、契約を取り交わした a u D A という組織が持っています。それを民間企業である A R I (AusRegistry International) という企業に対して、企業を選定してレジストリのオペレーションを委託しているということになります。さらに、その下に、実際に登録者に対してインターネットドメイン名の登録サービスを提供するレジストラがそれぞれぶら下がっているということとなります。

これとは別に、一番対極にありますのがフィジーの例ですが、一番右の図を見ていただくと、レジストリの権限からレジストラまで垂直統合のようなことがなされております。

ということで、問題になるのは、レジストリ権限をどういう組織が持つのか、それからレジストリオペレーターがどういう基準で選定されたのか、またそれがいつまでなのかということ、それからレジストラの間の公平性がどう担保されるのかということが、管理運営における階層構造を見るときにはポイントになるだろうと思われま

す。それからもう1点、先ほど I C A N N との覚書を交わしているかどうかは、各 c c ごとによって変わるということを申し上げましたが、アメリカの例をご覧くださいと、図の左から2つ目ですが、商務省が NEUSTAR というレジストリオペレーターを選定した

ことに形式的にはなっているものの、商務省自身が I C A N N との覚書を取り交わしはしていないということで、ここの矢印が点線になっています。

それから、そのついでですけれども、フランスは政府が変な形に入っていますが、これは I C A N N との直接のインターフェースは A F N I C と呼ばれる非営利組織が行っているものの、A F N I C の選定は政府が行っているということで重層的になっています。先ほど申し上げた日本やイギリスがこの図にあらわれない形でエンドースをしていることと比べますと、政府のプレゼンスがよりはっきり見えるという状況になります。

足早ですが、階層構造については以上でして、こういったことを踏まえて、これは各国の制度状況から外れるかもしれませんが、ということが c c T L D の管理運営の在り方について論点になり得るのかというのを私なりにまとめてみたのが 5 ページ目の資料です。

まず 1 つは、上下分離の在り方です。特にレジストリ権限とレジストリオペレーターの分離ですとか、レジストラレベルにおける公平性の確保。それから、先ほど申し上げましたが、レジストリオペレーター選定の期限ですとか、こういった管理運営の全体像を見る上でのマルチステークホルダー型の意見集約プロセスがあるかどうかであるとか、ドメイン名は一般的にある種、収益事業的に回されていますけれども、その収益をローカルコミュニティにどう還元するかといったことが論点としてはあり得るかと思えます。政府関与については、色々申し上げたことを簡単にまとめたのが 5 ページ目の右側ということになります。

時間もないのですが、前回第 1 回の会合で U K の管理運営について小塚先生からご質問がありまして、私なりに少し調べた情報がありまして、それが 6 ページ目になっています。

細かい説明は省きますが、立法の経緯としては、2008 年前後だったと思いますが、ドメイン名紛争が多発して役員会を巻き込んだ N o m i n e t 内の内紛が発生したということがありました。それによって、「.uk」の管理運営の健全性、公平性について英国政府が憂慮し、外部監査の導入、公平性の確保、ガバナンスの確立の在り方について独立レビューを実施してほしいということを要請しました。それを受けて N o m i n e t が第三者レビューを実施して、N o m i n e t 自身の経営改善には生かされたわけですが、その一方で、政府が予防的な観点から何かあったとき、例えば N o m i n e t のオペレーションがうまくいかなかったとき、技術的だけではなくて、ガバナンス的に英国コミュニティを代表す

るにふさわしくないといった問題が発生したときに備えて、予防的な観点から政府の介入について制度化を行ったということでございます。

足早ではございますが、以上で私からのご説明とさせていただきます。

○村井主査 どうもありがとうございました。ただいまのご説明、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○森川委員 ありがとうございます。森川でございます。非常にわかりやすい資料、ありがとうございます。3ページ目に、色々な各国での在り方をわかりやすくまとめていただいておりますが、それぞれの国で法律とか制度の中に例えば透明性を確保するための仕組みみたいなものは入っているのか。例えば値段が高いとか不透明とか、国が相手であれば情報公開法で全部請求できるわけですけど、色々な非営利団体とかがやっている場合に、透明性を確保するための制度みたいなものが入っているのかどうかというのをご存じでしたらお教えいただきたいというのが1点目です。

2つ目が、この表で非常におもしろいなと思ったのが、人口100人当たりの登録数。日本は思った以上に非常に少ないのは、言いづらんですけど、値段が高いことも一因としてあるのか否かどうなのでしょう。このあたり、ほかの理由とか色々あればお教えいただきたい。

○上村委員 わかりました。まず1点目の透明性でございますが、全ての国について承知していませんけど、例えば非営利組織の場合には、役員会だとか意思決定のボディーに多様な人が参加できるようになっていて、そこで、透明性というのとは違うかもしれませんが、コミュニティの意思が反映されるようにしているというところもあります。例えばイギリスがその例です。ただ、イギリスはそれは逆にマイナスに転んでしまっていて、ドメイン名の転売業者、再販業者という人たちが、彼らはドメイン名は安くなったほうがビジネスが拡大するので、値段を下げようという動きがあったと聞いています。

それから、オーストラリアの場合には、今先生ご質問になったような透明性の仕組みとは違うかもしれませんが、5年だか7年だかで委託の期間が決まっています、更新のたびに価格も含めた提案を複数の業者から徴する感じになっていて、それで総合的に落札業者も決まるという仕組みになっています。そういった形で、透明性ということが言えるかどうかわからないんですけども、レジストリオペレーターの妥当性といったことを評価できる仕組みになっていると理解をしています。

それから、登録数ですね。これは先ほど申し上げたように、g T L Dは含まれていな

いので、例えば j p であれば j p におけるドメイン名の総需要をこれがあらわしているというわけではないというのがまずご留意いただきたい1点です。ただ、それらを見無視して、登録数がどういう要因によって上下するのかということ調べてみると、一番大きいのは1人当たりGDPでした。ドメイン名の登録料というのは、無関係ではないんですが、それほど大きな影響は与えていない。一番大きいのはGDPで、総登録数という意味では人口ですね。やはりこの2つの要因に規定される要因が大きいと言えます。

ただ、人口とGDPはドメイン名管理のレベルでどうこうできる問題ではないので、動かせる持ち駒で何ができるかということを見ると、やはり登録料だとかその他の登録要件ですね。例えば居住要件を設けるとか、そういうものをうまく設定することがドメイン名の登録数を押し上げることにつながるのではないかと私は理解をしています。

○村井主査 ありがとうございます。どうぞ。

○新美委員 新美です。どうも説明ありがとうございます。法律上の概念として気になる点があります。3ページ目における民間企業というのは営利組織という理解でよろしいのかどうか。民間企業というのは非営利組織の対立概念でないものですから。それから、協同組合というのはどちらでもありうるので、協同組合というのはどういう趣旨で挙げられたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○上村委員 民間企業は、確かに先生おっしゃるように営利企業の意味で使っています。非営利組織は全てノンガバメントという意味では民間でありますけれども、ここでいう民間企業というのは、営利を目的としてドメイン名登録サービスを実行している組織という意味でございます。

それから、ドイツの協同組合は、なぜここだけ協同組合にしたかといいますと、ほかの組織はドメイン名の登録をするに当たり、レジストラと呼ばれる人たちがその組織の会員にならなくてもよい選択肢がたしかあったんですが、ドイツの場合には必ずメンバーにならないとドメイン名のサービスが実施できないということでしたので、ここだけ協同組合という組織形態を残している次第でございます。

○村井主査 よろしいでしょうか。そのほかございますでしょうか。

(3) レジストリ・レジストラからのプレゼンテーション

○村井主査 それでは、続きまして、レジストリとレジストラの方からのプレゼンテー

ションということでお願いをしたいと思います。まず、レジストリは、日本レジストリサービス（JPRS）、レジストラのGMOインターネットの方に来ていただいておりますので、お二方からそれぞれご説明いただいて、その後、質疑応答の時間をまとめて取りたいと思います。まずは、JPRSですが、15分でお願いしたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

- （株）日本レジストリサービス JPRSの社長の東田でございます。本日はこのような場でお話しいただく機会を設けさせていただきまして、誠にありがとうございます。皆様のお手元に分厚い資料が届いていると思います。かいつまんで話しますので、5ページから10ページぐらいの量でお話ししたいと思います。

まず、14ページの図でございますが、先ほど上村先生からもありましたけれども、日本国内のドメインの登録者というのはj pも登録できますが、「.com」、「.net」、「.org」、全てのドメインが登録できる状況になっているわけです。一番左側の1番のパターンですが、日本の国内のドメインの登録者というのは、普通、レジストラという事業者、「.jp」では指定事業者と呼んでおりますが、そのレジストラを通じてレジストリ、つまりJPRSに登録するという構造になっています。その中には、レジストラと登録者の間に、例えばリセラが入る場合もございます。

ここの絵では表し切れてないのですが、例えば海外のリセラを使って日本のレジストラを通じてj pを登録するというパスもあります。ですから、ここでお伝えしたかったことは、登録者というのは意識しているかいないかにかかわらず、窓口は日本国内の事業者と思っても、実際は海外の事業者のサービスを使っているということがあります。

次のページをご覧ください。先ほど江崎先生からも何度かDNS、ルートネームサーバーというお話をいただいたと思いますが、我々としてはインターネットが動き続けている、つまりj pのドメインがいつも利用できる状態にあるということが一番大切だと思っておりますし、我が社としては、そういう状態をつくり出すことが一番公益的なことだと考えておりますので、そこについて少し丁寧に説明させて下さい。

15ページの図ですが、皆さんは、ウェブを見たり、メールを送ったりされ、インターネットを日常的に使われていると思います。ただ、その際にDNSという仕組みを使っていると思っっている方はほとんどいないと思います。ここが一番ギャップになるところなのですが、ドメインを使うとは一体何なんだろうと。それはDNSが使えることなのだと思います。全てのインターネットの利用者というのは、気がつかないうちにDN

Sを使っているわけです。

15ページの図では、黄色い雲の中にDNSが入っており、これはドメイン名からIPアドレスに変換する仕組みなのですが、この図だけでも難しいと思う方々もいらっしゃるわけですが、実はもうちょっと複雑な構造で動いているんです。それが16ページ目の、江崎先生が先ほどご説明された構造をさらに詳しく書いたものでございますが、この中に出てくるのが、まず一番左側がインターネットの利用者です。次に、真ん中辺にあるのが検索用のDNSサーバーで、専門用語で言うとキャッシュDNSサーバーと呼ばれるものです。それで、右側に3段になっているのが、上からルートDNSサーバー、そして真ん中にあるのがJP DNSサーバー、3番目が、EXAMPLE.jpを検索しようとした場合はEXAMPLE.jpのDNSサーバーということで、矢印の1、2、3と書いてありますが、その順番で情報を検索していくということになります。EXAMPLE.jpが使える状態はどういうことかということ、ここの絵にある4つのDNSサーバーが全部動いていないと使えません。EXAMPLE.jpを登録している方というのは、実はあまりそれを意識しないでさっきの構造の中でドメインを登録するわけです。実際は、ドメインを登録するということは、DNSのサービスも場合によっては買ってたりします。つまり、ルートDNSサーバーは全世界に13あり、その下に例えば我が社が管理するJP DNSサーバーがあるわけです。黄色く塗ってあるところですね。その下にEXAMPLE.jpのDNSのサーバーがあります。jpとルートDNSサーバーに関しては後で強固だということをお話しします。

EXAMPLE.jpのDNSサーバーというのは、我が社に600社代理店がありますから、600社のいずれかのDNSサーバー、もしくは海外のDNSサーバーを使っています。さらに、検索用のDNSサーバー、ISPが運用と書いてありますけれども、この図を見ていただくとわかるように、ボトルネックになるのは、ISPが運用するサーバーになるわけです。そこが止まっていると利用者は使えません。ですから、我々がjpを提供し続けるということは、このサーバーが全部動いている状態をいかに作り出すかということで、それが一番重要だと考えています。そのためには、もちろんjpのDNSサーバーに投資して、かつ安全に動かすということはやりますけれども、ほかの、下の事業者さんと連携して、事業者さんに、こういうような運用をしたほうがいいのか、こういうガイドラインでやったらどうですかというのはお話ししたりしています。

つまり、この絵を見ていただければと思いますが、JPRSが幾ら頑張ってもjpは

動き続けるというか、j pのDNSサーバーは動き続けますけれども、j pが利用できるかどうかというのは、事業者さんとか、あとプロバイダーさんの協力がなければ動かないということです。

ですから、全体で我々がj pの信頼性を確保するために、関わっている人たちが日本の事業者だけでなく、j pのサーバーの下サーバーは海外の事業者でもできますし、真ん中の検索用のサーバーは海外の業者でもやれるわけですから、グローバルなコミュニティの中で色々な基準をつくったりガイドラインをつくって運用しているというのが実情でございます。

次、19ページをご覧ください。これだけ大事なDNSにガイドラインとか法律とか、またはそういうものがないのは心配であるということはよく出てきます。ところが、実際は色々なガイドラインがあり、一番最近できたガイドラインをここでご紹介しますが、新gTLDに関しては、ご覧の19ページの表のように、サービス計画外停止時間というのは基準値で0分、DNSですね。ただ、0分といたら1秒も止めちゃいけないのかというと、それは後で説明しますが、サービス全体、つまりJP DNSサーバー全体が止まっている時間が0分ということで、サーバーは実は全世界26カ所置いてありますから、どれか1つ動いていればいいということです。こういう基準があって、こういう基準づくり自体もICANNとかIETFとか、そういう場で行われていくわけです。これがグローバルなコミュニティにおいて色々な議論がされて、JPRSも参画し、その中で基準をつくり、守っていくということを今インターネットの世界ではやられているということになります。

続きまして、22ページをご覧ください。先ほどのDNSをいかに利用できる状態を続けるか、DNSの安定運用ということで、幾つかの施策を行っております。詳しくはここではお時間がないので述べませんが、次のページをご覧くださいと、その施策の中のJP DNSの信頼性確保の中の次のJP DNSの多重化・冗長化・分散配置についてご説明させていただきたいと思っております。

24ページをご覧ください。通常時と書いてある図で、ある1つのサーバーが問い合わせに答えている状態を書いたものです。エニーキャストという技術を使い、全世界に置いてありますけれども、現在26カ所にJP DNSを置いてあります。各拠点の中で複製もつくれますから実際のサーバー台数はさらに多いわけですけど、どういうことになるかというと、たくさんのユーザーがDNSサーバーに集中すると反応が遅くなりますが、そ

のような場合には自動的にすいているサーバーに切りかえられます。もしくは、最初のサーバーが何らかの形でダウンした場合は、自動的にまた別のサーバーが応答するという形で、先ほど江崎先生からお話しされている構造を図解したものがこれになるわけですが、j p の場合は、先ほどから申していますように、DNSサーバーを全世界に26拠点、5大陸に置いています。JPNICから移管されて13年たちますけれども、今まで一度もサービスが停止したことはありません。それは、村井先生はじめ色々な方が開発していただいた高い技術をそのまま使って我々が実現しているわけです。こういう技術を使うことによってj pの信頼性を上げているというか、使えない状態をなくすということが、JPRS、私としては一番大切なことであり、JPRSが考えている公益性というのは、多分、インターネットが使えている状態を保ち続けることだと思っています。

あと、ドメイン名は、DNSをたくさん使ったから幾らかかるという構造ではありません。ドメインの登録料金を集めて、その中からDNSの運用費を出したり、もしくは国際的にこういう規格をつくったり、そういう会合に出て行ったり、もしくはICANNの委員とかIETFのWG議長をやるのも、全部手弁当で持っていく仕組みになっています。ですから、それは全部j pの登録料から賄われているわけです。

先ほどなぜj pが高いかという話、確かに安くありません。ドメインとしては世界的に高いほうです。ただ、26カ所を例えば1カ所にしても技術的にはインターネットは動きます。だから、26カ所を1カ所にしますかという話で、そうするとかなりの料金を下げることができます。ただ、そういう状態を万が一にもつくりたくないというのが我々の考え方ですので、ここに関しては非常に投資させていただいているわけです。

あと、もう一度16ページに戻っていただいて、大事なので何度かお話しさせていただきますけど、エニーキャストによってj pのDNSサーバーを複数持っています。もちろん、その上にあるルートDNSサーバーも複数あり、かつWIDEプロジェクト、村井先生が運用されているルートDNSサーバーに関しても、同じように複製を全世界に持っていることによって強固にしています。ただ、日本で一番問題なのは、この下にあるEXAMPLE.jp、このDNSサーバーに投資されてない場合が多い。実際はj pは無事故ですと先ほどから言っていますが、この下のサーバーが止まってユーザーに迷惑をかけることは日本でも何度も起きています。そこはなぜかという、何社もありますから、そこがエニーキャストをやっているところは、調査すればわかりますが、ほとんど

ありません。それは、その信頼性の投資に対してはお金がかかりますから、投資しないことによって安く提供できるということなので、そこをどれだけ強固にするかによってドメイン名のお金も変わるし、登録数なども変わってくるのだと思います。

かつ大事なのは、検索用のDNSサーバー、これに関しても過去に事故は何度もあって、10万人規模からの事故も起きているということが現状です。だから、我々JP DNSサーバーとかルートDNSサーバーがいくら止まらないといっても、そういうところと一致団結して日本の業界がやっついていかないと、インターネットはつなげていけないということです。

時間になりましたので、実は22ページ以降は、これを我々が実現するためにどういうコミュニティーに参加して、どういうことをやっているかということを紹介させていただいています。

最後に、34ページなのですが、今日は、DNSの信頼性についてフォーカスして話をさせていただきましたけど、色々な活動をするには、jpドメイン名の登録料によって賄われていて、それによって様々なDNSの信頼性を上げたりとか、我々が色々な会合に出て行って、色々なところで意見を言ったりとか、規格に参画したりとか、そういうことも含めてjpは活動しています。

本日は、このような場でお話をさせていただく機会をありがとうございました。DNSについては複雑なものですから、少し詳しく説明させていただきました。今後、皆様の議論に少しでもお役に立てばうれしいなと思っています。

○村井主査 どうもありがとうございます。JPRSには、前回、DNSは止まらないためにどういう対策をしているのかという議論が出ましたので、そのことも中心に説明していただいたということです。どうもありがとうございました。

それでは、GMOインターネットからのプレゼンテーション、お願いいたします。10分程度ということで。

○GMOインターネット(株) GMOインターネットグループの代表の熊谷正寿です。本日はこのような場をお与えいただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願ひします。

本日は、ドメインを日本で最も販売している事業者といたしましてご説明をさせていただきます。同席しておりますのは、当社のインフラ統括専務取締役の伊藤、あとは新gTLDの事業を今回スタートいたしますGMOドメインレジストリ株式会社の代表取

締役、塚原でございます。

それでは、プレゼンテーション資料の15ページをおめくりいただいてもよろしいでしょうか。まず、私どもが何者かというところを二、三分でご説明をさせていただきます。

16ページをご覧下さいませ。私が創業者兼グループ代表でございますが、私はちょうど50歳でございます。インターネットにめぐり合いましたのが今から20年前、30のときです。1995年、ウィンドウズ95とともにインターネット事業をスタートいたしまして、本年でちょうど18年間、インターネット専業でやってきております。

次のページをご覧下さい。17ページでございます。私どもグループでございますが、東証一部上場企業2社、マザーズ1社、ジャスダック上場企業3社を中心といたします世界で合計71社で運営をいたしております。関わっておりますスタッフは現在3,777名、渋谷駅前のセルリアンタワーを本部として活動いたしております。

次のページをおめくり下さい。私どもインターネットのドメインに関わるプロダクトのみならず、様々なプロダクトを提供しておりますが、基本的に全てのプロダクトを自分たちでつくっております。仕入れ販売をよしとせず、自分たちでつくることが私どもの差別化につながっております。3,700人のうち約1,300名がエンジニア、クリエイターでございます。結果といたしまして、高いご評価を各方面からいただいております。

次のページをおめくり下さい。私どもは現在4つの事業領域で事業の展開をしております。WEB・インフラEC事業、ネット止めディア事業、ネット証券事業、そしてここ3年間はスマートフォンの事業にそのリソースを投下しております。このドメインの事業は一番左上のWEB・インフラEC事業に関わる部分でございます。

次のページをおめくり下さい。私どもは、ご覧いただいておりますお名前.com、ムームードメイン、バリュードメインというブランド名で1999年にドメインの販売事業をスタートしております。一番最初はお名前.comというサービス名でスタートいたしました。私が1995年ぐらいからICANNにうちのスタッフをボランティアで派遣いたしております。その功績が認められて、1999年にアジアで一番最初にドメイン登録事業の資格をいただきました。当時、ドメインは国内で英語で販売されており、登録料が30万円、月にコストはかからないはずなんですが、維持費が4万、5万という非常に高い金額で販売されているのを、これではインターネットが広がらないと思いま

して、日本語、日本円で、なおかつ当時、年間数千円という低価格でドメインを販売したことがきっかけとなりまして、急速な普及をいたしております。

結果といたしまして、足元では、私どもが販売して現在アクティブに関与させていただいておりますのが392万件ございます。毎日、七、八千件の新規登録を行っております。ccTLD、jpを除くgTLDでは、国内のマーケットシェアは9割でございます。具体的には、皆様がグーグルジャパンで検索をされたときの約90%のgTLDは私どもが販売し、現在運用をさせていただいております。

ここに書いてございませんが、「.jp」、ccTLDにおきましては、現在アクティブに約50%が私どもが販売し、関与させていただいております。JPRSさんの半分ぐらいの売り上げは私どもからということになっております。

そして、次のページをおめくり下さい。こちらは、新gTLDでございます。本日の日経新聞にも出ておりましたが、来年度、大量に世界中で増える新gTLDのうち、「.tokyo」、「.nagoya」、「.yokohama」、「.osaka」、並びに一般名称ですが、「.shop」というものの申請をICANNにいたしております、「.tokyo」、「.nagoya」に関しましては、東京都様、名古屋市様からエンドースをいただきまして、これは具体的にICANNとの契約も終了いたしまして、来年の春に提供を速やかにスタートしたいと思っております。「.yokohama」に関しましては、契約の締結中でございます。「.osaka」に関しましては、大阪府様が1社じゃなくて複数の申請をせよということでもございましたので、現在2社でICANNに申請をしております、最終的にここはオークションという形で、どちらかの会社が獲得すると思えます。

「.shop」に関しましては、アマゾン様とかグーグルさんも同じ「.shop」という文字列を申請しております、世界的な獲得の競争になっております。

そのほか、ここには書いてございませんが、私どもはインドネシアの「.id」、あとソマリアの「.so」というドメインは運用の委託をしております、私どもがこの2カ国の運用を実際に行っております。

次のページをおめくり下さいませ。私どものWEB・インフラEC事業でございますが、2番目に国内でインターネットの普及に貢献させていただいておりますのがサーバーの事業でございます。ご覧のようなブランド名で現在69万件的サーバーの運用を実際に行っております、皆様がグーグルジャパンを検索されたときの約半分のウェブサイトは私どもが運用管理をさせていただいております。

次のページをおめくり下さいませ。ショッピングカートといいまして、これは楽天さんとかアマゾンさんのようなモールではないんですが、本店サイト、東大の生協にもご採用いただいておりますけれども、本店サイトのカートのシステム、あと決済のシステムなども現在私ども運用させていただいております、約7万8,000店舗アクティブに運用させていただいております。

そして、次のページをおめくり下さい。GMOグローバルサインという名前で、これはもともとベルギーの国営認証局だったものが私どもがお譲りいただいて運用しておりますが、これは日本で運用して世界中に販売しておりますSSLという暗号化技術でございます。皆様ブラウザを閲覧になるときに、スマートフォン、携帯、PCのブラウザを閲覧になるときに、HTTPSという表記が出て、よく鍵のマークがお出になると思います。あの暗号化技術を私どもが運用しております。これは、競合はベリサインさんなんですが、私どもがマーケットシェアを逆転いたしまして、今国内1位で、世界では伸び率1位となっております。

次のページをご覧ください。これは安倍総理の公式サイトでございますが、安倍総理をはじめ多くの国会議員の先生の皆様に、先日のネット選挙解禁の際に、なりすまし防止の技術ということで、私どもSSLの技術をご採用いただいております。

次のページをご覧ください。こちらは、私ども、決済のサービスも展開しております、以前は楽天さんのカード決済も私どもがやらせていただいていたいました。現在では、ZOZOTOWN、そのほか国内数万の、例えばNHK様のネット決済、あとは自動車税のネット納付などのカード決済も私どもがやらせていただいております、現在、決済金額は年間1兆3,000億となっております。

次のページをご覧くださいませ。そのほか、ブログとかスマートフォンのアドネットワーク事業なども展開しております。

次のページをご覧ください。あと、私どもネット証券もやっております、FX、外為取引では世界1位の取引高を持っております。今年の7月には月間100兆円の決済を行っております。

結果といたしまして、次のページ、グラフがございますが、売上高、経常利益も成長いたしております、来期はちょうど創業して初めて1,000億円台の売り上げに乗るといふ事業体でございます。

それでは、資料、一番最初にお戻りいただきたいんですが、2ページをご覧くださいませ

せ。本日、私どもが申し上げたいのは、ご覧になっております3点でございます。早速ご説明をさせていただきます。

それでは、3ページをご覧ください。今回、総務大臣から皆様に諮問がされておりますccTLDあるいは新gTLDに関わる信頼性、透明性につきましては、国内のドメインの大半を販売させていただいております事業者から見ると、先ほどJP RS様からお話があったとおり、信頼性に関しては歴史的な事実としてもう既にあると考えております。私どもも新gTLD、これから運用いたしますが、ICANNによる厳しい運用のチェックが行われておりまして、あえてここが政府の皆様が関与されるべき場所ではないのではないのかなど。もう既に事実として信頼性があると。そして、私どもとかJP RS様のみが関わるような法律をつくられても、実際、先ほどお話があったとおり、プロバイダーのレベルに至るまで、あるいはDNSのみを商売としている事業者までを含めないと、全体が円滑に動くというところは担保できないと思います。

それでは、もう一つのキーワード、透明性ということがございました。ここに関しましてはどうかなという、透明性がないとは言いませんが、結果として公共性のゴールである多くの方が広くあまねく利用していただくという点に関しては、jpは世界の標準から見れば遅れがあると見ております。

次のページをご覧ください。4ページをご覧ください。皆様、ドメインの普及はイコールインターネットのウェブの住所ですから、ウェブサイトの普及とほぼニアリーイコールです。ドメインをとられた方が全て使っているということではありませんが、ドメインの数とウェブサイトの数はほぼニアリーイコール、すなわちインターネットの情報量ともニアリーイコールだと思います。インターネットにたくさん情報があつて、全ての情報がネットに載ることによって、日本人はより便利になる。昔は図書館に行かなきゃいけないのが、今はインターネットで瞬間でわかるわけです。時間ゼロ、お金ゼロで色々な情報が手に入るすばらしいこのインターネットは、やはり情報量を増やしていかなければいけないと思います。それが結果として日本企業の、日本人の、日本の国際競争力の醸成につながると思っています。

次のページをご覧ください。先ほどICANNのキャッチコピーにもありましたけれども、私どもは1995年以来18年間、一度も変えずに、「すべての人にインターネット」というキャッチコピーを使って事業の展開を行ってまいりました。とりわけ先ほど申し上げたとおり、ドメインにつきましては、薄利多売のリスクをとって普及に努めて

きております。

次のページをご覧ください。結果として、私どもは日本のウェブサイトを最も増やした会社だと自信を持っております。

さて、ドメインの話ですが、次のページをご覧くださいますと、このドメインといえますのは、世界のグローバルスタンダードのインターネットの機能の一部を担っておりますが、そして世界中の事業者がフェアに競争しているマーケットがこのドメインのマーケットでございます。同じマーケットで日々猛烈な競争をして販売しております。ところが、現在ご覧いただいたとおり、g T L Dはものすごく売っていますが、j pは成長が鈍化しております。

それで原因ですが、次のページをご覧くださいたいんですけれども、先ほど森川先生がご質問されて、上村先生がお答えになってらっしゃいましたけど、私ども事業者の目から見てj pが売れてない理由は、シンプルに価格です。しかも、これは私どもが売っている価格というよりも、卸値が高いために、g T L D並みに下げられないというのが現実でございます。

さて、次のページをご覧ください。9ページでございます。これはドイツ、イギリス、オランダ、フランス、日本の過去5年間の登録数の推移でございます。人口8,000万人のドイツに比べて、人口が1.5倍近い日本のc c T L Dの登録件数が何と10分の1であることがおわかりいただけると思います。この理由ですが、また次のページをご覧ください。ご覧いただいております棒グラフですが、主要国のドメインの価格と登録数との相関関係をご理解いただけるように、人口100人当たりの登録数とドメインの販売価格をプロットしたものでございます。日本はオランダと比較すると価格は3倍で、c c T L Dの登録数は30分の1というのが現在の状況であります。先ほどのグラフ、2ページ前のグラフとこのグラフをご覧くださいますと、明らかにj pが普及していないのが、その価格のせいであるということでございます。

11ページをご覧くださいませ。先ほど申し上げたとおり、c c T L Dが我が国よりも普及しているドイツやオランダなどは、信頼性や透明性の担保が果たしてできないのでしょうか。東田社長さんがおっしゃっていましたが、オランダもドイツもおそらくエニキャストで複数の分散をして運用しているんだと思います。サーバー1個でやっているとは思えません、c c T L Dですから。ですから、おそらく何かやはりJ P R S様の企業努力の問題なのか、何か問題があつてこのj pが残念ながら普及していないと

というのが今の日本だと思います。

実は、私、今日は最後にご提案を持ってきております。そのご提案、次のページをご覧くださいませ。この公共性、信頼性、透明性を全て両立させ、成功のスパイラルをつくるのは極めて簡単なことだと思っています。それは多分1つだけです。国と民間が目標を持つこと。他国並みの目標、あるいは絶対数の目標でもいいです。「.jp」をX年までにX国並みにしようとか、あと何十万個増やそうと、そういうものを国と民間のJP R Sあるいは「.tokyo」でしたら私どもGMOとお約束をすること、目標設定をすること、それだけすれば、おそらく日本のccTLDはさらに公共的なものになっていくと思います。繰り返しになりますが、信頼性は既にある、これは歴史が証明している。透明性は数が非常に低いということで三角。公共性は他国と比べて0点であると。でも、その解決方法は国と民間が目標設定をすれば済むことだと思います。

次のページをご覧くださいませ。私の説明が粗かったんですが、1、2、3、4と今申し上げたことをまとめさせていただいております。

そして最後に、次のページ、最後のページでございますが、14ページは、前回皆様に配られました総務省様の資料、10ページをコピーして持ってまいりました。その総務省様の前回配られました資料には、ccTLDに係る政府の役割というのが明確に書かれております。そして、その政府の役割の中にマーケティングという言葉があります。5.2には、公共ポリシーの目標に対する責任を負う、政府は責任を負うと。そのポリシーとは具体的に何なのかというと、より低い価格、よりよいサービスを提供すること、この最終的なポリシー策定権限、つまり目標設定が政府にできると明確に書かれております。ぜひ、インターネットをより豊かにして便利にして、日本が世界に打ち勝てる国になるように、今やるべきことは規制ではなくて、明確な普及の目標設定だと思います。

このような機会をお与えいただきましてありがとうございました。以上です。

○村井主査 どうもありがとうございます。時間があと2分になりましたけれども、何分間か延長しても大丈夫でしょうか。副大臣もお忙しいかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○上川総務副大臣 よろしく申し上げます。

○村井主査 少し時間を超過してしまいましたのは私の不手際でございます。申し訳ございません。せっかくですので、ご質問、ご意見、お二方のプレゼンテーションに関しましてございましたらどうぞ。

○江崎主査代理 要は、システムがちゃんと動いていて規制するよりも、普及と成長するためのことをちゃんと考えましょうというのは大変私も同意いたしますし、ぜひその方向に持っていかなきゃいけないと思いますけれども、国と業界がつくるのがいいのか、本来であれば業界がちゃんとつくってやっていくというのが多分健全ではないかと思えます。もちろん国としては、こういう方向をちゃんとやりましょうというところはいいかと思いますけれども、数値目標を国がつくるのか、あるいは業界がつくるのかということを考えていくと、多分今までの経験からすると、業界でちゃんとそういうコンセンサスをつくって、それをしっかりと国に対しても出していくというのがいいような気がしますけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○GMOインターネット（株） 私も全くそのように考えております。あと、政府の皆様がやるべきことはそこだと思っていますし、あと、おそらく法律をおつくりになるということでこの会が開かれているんだと思うんですけど、実際にc c T L Dもg T L Dも販売しているのは日本の業者だけじゃありませんで、世界中の業者がj pも販売しているし、今回の「.tokyo」も販売することになりますので、その業者に及ばない法律などができますと、おそらくコスト競争力とか法律対応コストで日本の企業が負けることになって、よりよくないことが起こると思います。ですから、ここは民間主導でポジティブに成長することを中心に考えて、もちろん安全性も、安全性はもう既に歴史が証明していますけれども、そこも踏まえて成長目標を民間が決めて、政府の方にご報告するという体制が一番美しいと思います。

○村井主査 ありがとうございます。いかがですか。加藤さん。

○加藤委員 ありがとうございます。私も前回の会でも、インターネットをどうやって促進するのか、そのために国も民間も一緒になって考えるときであると申し上げて、今GMOさんからお伺いしたこと、全く賛成です。

最後のところで、あるべき姿のところで、「規制よりも」と書かれていて、この規制という言葉が気になるんですけども、今のように、インターネットをみんなで盛り立てよう、促進しよう、日本をインターネット大国にしよう、最も日本がそういう意味でビジネスがやりやすい国にする、こういう目標のために政府も一緒になって色々なルールをつくる、そういう部分は必要だと思うんですね。それを、ぜひここにいらっしゃるインターネットのグループの方々も規制と考えないで、よくする仕組みというのは何か、それを明確にするものがある場合は法律かもしれないし、ある場合は民間主導のガ

イドラインかもしれない。どういう形をとるかは別にして、そういうものをつくっていくんだという強い意思を持つ。そういう観点から、今の日本の制度ももう一度よく見直していただくという、そういうものだということで、何か政府が入ると規制だと、だからしからんということではないようにお考えいただきたいなと思います。

○GMOインターネット（株） 成長が大前提でしたら、私は全て賛成でございますので。

○村井主査 ありがとうございます。どうぞ。

○上村委員 先ほどの熊谷社長のプレゼンテーションで、登録数と価格の話がありましたけれども、インプレッションとしては、私も何となく同じようなことを思っています。ただ、例えばローカルプレゼンスの要件とか、もう少し考慮したほうがいい要件というのはあるので、価格だけがひとり歩きするのはあまり個人的には好まないんですが、そうはいつでも、方針としては高くてもいいんだ、ドメイン名は少しずつ安定的に成長すればいいんだという方針はあり得ると思うんですね。ただ、問題は、それをどう決めているかということで、質問は、東田社長になんですけれども、そういった方針を、公共性を含んだ方針を決める今の仕組みについて簡単にお教えいただけないでしょうか。

○（株）日本レジストリサービス 現在、ユーザーの意見は、直接、または指定事業者経由で日々いただいてサービスに反映しております。JPRSにj pが移管されたときから諮問委員会というのがございます。先ほどの資料の39ページにJPドメイン名諮問委員会の説明がございしますが、各界から代表者が出て、そこでJPRSのj pのサービスについてご議論いただいているわけです。例えば消費者を代表して委員になられている方とか、プロバイダーの方とか、経団連からもいらしていただいて、その中でご議論いただき、そういう中でサービスを決めて色々な意見を反映していくという構造の中で運営させていただいています。もちろん傍聴は可能です。

以上です。

○上村委員 では、割と産業界のリクエストというのはダイナミックに変化するわけですが、そういった動向にダイナミックにどの程度応えられる仕組みであるのかなというのが少し気になりました。そこはいかがでしょうか。

○（株）日本レジストリサービス 例えば40ページには、最初の行に書いてありますが、WHOISの表示の在り方という、ドメインを登録している人をどうやって公開していくかという話で、できれば非表示にさせてほしいというご意見をGMOインターネ

ットさんからいただいた件がございます。公開したほうがいいという人と、しないほうがいいという方がいらっしゃいますから、そういう中で、この委員会でその話をJPRSとして諮問いたしまして、答申として、条件が整う範囲では非表示にしたサービスをやってもいいというご議論がありました。ただ、委員会ですから、1年ぐらいかかってしまうのですが、1年の中でそういうサービスに関してやっていいという話をいただきましたので、これは来年度に提供できると思います。

そこに書いてあるように、例えば、co.jpドメインは1組織1ドメインですが、今は会社が吸収されたり合併されたりするので、例えば吸収合併された場合に関しては、1組織1ドメインじゃなくて、1組織で古いドメインも登録してもいいだろうとか、そういうことはJPRSが決めているわけではなく、そういう諮問委員会の中でこういう議論をいただいてサービスを決定させていただいています。

あと、登録数が増えればいいのかという議論ですけど、j pに関しては毎日大体15件から20件の削除をしています、我々がみずから。co.jpに関しては、この組織情報が間違っている、きちんと要件を満たしてないとか、フィッシングサイトに使われているとか、そういうことがわかると、指定事業者と協力しながら消していくと。そういうレジストリが全世界に何社あるのか。品質の悪いドメインは、私は要らないと思っています。それは収入源にはなりますし、D o Sを攻撃やるようなところは何千件と登録してくれますが、そういうところは情報なんかがいいかげんだったりしますから、我々みずからそれを消しにいくと。そうすると、実際に登録件数は減りますし、登録収入も減るわけですけど、それは利用者にとっては大事なことだと思っているから、我々はきちんとやらせていただいています。

以上です。

○村井主査 沢田さん、どうぞ。

○沢田委員 ありがとうございます。ご質問しようと思ったことは、上村様のご質問とほとんど同じでございまして、諮問委員会についてご紹介いただきましたけれども、これはおそらく諮問委員会のご意見を伺った上で、経営方針として取り入れるかどうかはJPRS様のご判断によるのだろうと思います。

先ほど出ておりました色々な話の中で、例えば今26個、全世界にサーバーを持っているのでコストがかかるというところ、そうしていただいていることは大変ありがたいことだと思うんですけども、例えばそれを、低価格を実現するためにサーバーを3つ

に減らしましょうということを決めるのはJPRS様なんですよね。低価格を実現するためもあるかもしれないし、もっと利益を出せという株主様がもしいらっしゃったとしたら、言うことを聞いて減らさなきゃいけないかもしれない。それに対して外から、インターネットユーザーという立場で、コミュニティーというんですか、文句を言える場というのは一体あるのでしょうか。それに関して何か制度設計をしなきゃいけないというのがこの委員会のテーマかなと私は理解しております。

○(株)日本レジストリサービス　まず、JPRS自体にはそういう組織として、JPRSユーザー会というのがございまして、そこに参画していただいている人の意見は年に2回、そこのユーザー会の会長はI I Jの鈴木会長が会長をやられています。そういう会があって、そこから意見は吸い上げられるような構図は持っております。ただ、それで十分かという、我々は検討していく必要があるかなとは今感じているところでございます。

以上です。

○村井主査　どうぞ。では、最後になります。お願いいたします。

○森委員　ありがとうございます。申し訳ありません。今、JPRSさんに対して私も同じようなことをお聞きしたかったんですが、今お答えいただきました。

GMOさんにお聞きしたいんですけども、これは私の認識ですが、御社のようにたくさんドメインを再販しておられれば、ドメインの元値というのは非常に大きな問題だと思うんですけども、一般のユーザーにとっては、登録しても維持してもそんなに大した費用じゃないという問題があります。これは本当に個人的な認識ですが、ドメインでユーザーにお金がかかるのは、ドメイン名紛争のときにお金がかかるというのが、私の商売柄もあるんですけども、どうもそういうふうに思いますので、何かドメイン名紛争についてお考えなり情報なりを持っておられれば、教えていただけないかと思えます。といいますのは、ドメインの数がウェブサイトの数であって、それがインターネット上の情報の流通量であるとは私には思えないからです。お願いします。

○GMOインターネット(株)　まず、先生が思われているほどドメインの1,000円の違い、1,000円のドメインと2,000円のドメイン、ユーザーにとってはわずかなことかという、そういうことでもなくて、一般の感覚からするとそうじゃないんですね。1,000円違うと売れ行きが全然違うということをもっと最初にお話しした上で、紛争解決はどういうふうに行っているのか今ご説明いたしますが、情報量との関係と

というのはどういう質問でしょうか。紛争解決は日ごろどういうふうに行っているのか、そこについてどう感じているのか、今ご説明します。

○森委員 いただいたスライドで、ドメイン数とウェブサイトとウェブ上の情報量がリンクしているというものがあつたかと思ひます。それと、資料2-2、上村先生の資料を閲覧いただくとわかりやすいかと思ひますけれども、この3枚目に各国の登録数が出ております。簡単に言うと、これがそのまま各国のインターネット上の情報流通の量ではないだろうと思ひますので、その辺についてどうお考えかということです。

○GMOインターネット(株) 情報流通の量とニアリーイコールというふうに申し上げたのは、ウェブサイトの数とニアリーイコールと申し上げたんですね。情報流通の量を、例えばそれはトラフィックで見るのか何で見るのかという話になってきますけど、そういう学術的なお話ではなくて、ドメインはインターネットのウェブサイトの住所ですから、ウェブサイトの数とニアリーイコールになりますというお話をして、やはり色々なウェブサイトがあるということは便利なことだし、例えば先ほど私もカートのご説明をしましたがけれども、楽天さん、アマゾンさんがあります。ヤフーショッピングさんがありますけれども、直営の販売ウェブサイトも私は8万件近く運用しているわけです。それはそれぞれ独自のドメインを持っているんです。8万個の独自ドメインなんです。そういう意味におきまして、ECの普及のためにも、瞬間で色々な情報がとれるためにも、ドメインの数イコールウェブサイトの数というのは国にとって大切な指標の1つであると私どもは思っている、そういうことを申し上げました。

○森委員 わかりました。では、登録数というのとウェブサイトの数というのが同じ…

…。

○GMOインターネット(株) ニアリーイコール。

○森委員 なるほど。すみません、時間ですので、このぐらいにさせていただきます。

○GMOインターネット(株) 別個でまたご説明差し上げます。

○村井主査 15分も延長してしまいました。申し訳ございません。色々な議論があると思ひますので、またこういう機会をお願いをしたいと思います。

それでは、議事はこれ以上続けることはできませんけれども、上川総務副大臣からお言葉をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○上川総務副大臣 本日は第2回目のドメイン名政策委員会ということで、時間をオーバーしてまでものすごい議論をいただきましてありがとうございます。前回の会合に

おきましても、今日も引き続き同じようなテーマで色々な意見がございましたけれども、ドメイン名の公共性、それに対する皆様の考え方、またインターネットの成長と発展のためにこのドメイン名がどういう役割を果たしてきたのか、これから果たすべきか、また官民の関わり方、そして、特にその役割分担や連携の在り方も含めて、色々なご意見を頂戴することができました。2回で既に多様な視点のお話が聞けたと思いますし、また特に今日はレジストリとレジストラのお立場という形で、このドメイン名を取り巻く市場、世界の市場そのものが想像以上に広がっているし、また複雑になっているということもありまして、その中であって、日本のドメイン名はどのようにさらに成長させていくかということも含めてご議論があったかと思っております。次回もヒアリングを中心に進めていただけたらと思っておりますので、でき得る限り色々な視点で論点を出していただきまして、最終的にこの委員会の中での結論ということで提案をしていただくことができるようによろしくお願いを申し上げます、お礼のご挨拶にかえさせていただきますと存じます。ありがとうございました。

○村井主査　　ありがとうございました。

(4) その他

○村井主査　　それでは、事務局から連絡等ございますでしょうか。

○西室データ通信課課長補佐　　次回でございますが、今回は12月12日木曜日の14時から15時30分で開催する予定でございます。ヒアリングメンバーについては調整中でございますので、決まり次第、また委員の皆様にお知らせさせていただこうと思っております。ありがとうございました。

閉　　会

○村井主査　　これで本日の会合を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。